

特定紛争案件／二年度第一号のあらまし

「日照をめぐるトラブル」

伊藤 隆之

一 紛争の概要

甲は、業者乙から土地付建物を購入し、入居した。入居後しばらくして、乙が甲の隣地に戸建住宅を建築したため、甲の南側が日影になつた。そこで甲は、乙が契約時、隣地に住宅を建築する場合、南側の日影については十分配慮するとの約束をしていたのに配慮しなかつた。本件には住みたくないとし、乙に 対して、同一程度の物件と交換するか、それがないなら時価で買い取るよう要求した。

これに対して乙は、隣地の建物は建築確認を受けて建てたもので、日影を考慮して、建物を更に法の基準より一メートル下げて建てており、問題はない。同一程度の物件の交換は現在の地価の高騰を考えると無理であるとその要求を拒否した。ただ、甲に迷惑をかけたようなので金額の折り合いがつけば、本物件を時価で買い取つてもよいと答えたが、金額の折り合いがつかなかつた。

二 調整手続の経過

両者は納得し和解に至つた。
業者を通じて本物件を他に売却したときは、乙は甲に対して、本案件の解決金として、甲が、本物件の売却に要した媒介報酬担当額の金員を支払う。

日照をめぐるトラブルは、当事者間で感情的な問題に発展することが多く、本事案も業者が隣地に建物を建てた時点で日照について十分説明しておけば、このようなトラブルは防げたと考えられる。

(企画調整部調整課調査役)